

週刊 税のしるべ

第3624号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2024年

主な記事

- みなし償却資産課税で租税回避を指摘 2面
- e-Tax 手続の利用状況 2面
- 調査査察部長会議を開催 3面
- 幹部に聞く・田島徴収部長 4面

NISA株保有者、出国時の非課税適用取扱い

NISAで上場株式等を保有している者が、給与等の支払者からの転任の命令等の「やむを得ない事由」により出国する場合、あらかじめ手続を行うことによってNISA口座で保有する株式等につき、最長5年までであれば引き続き非課税の適用を受ける取扱いが令和元年度税制改正で整備された。ただ、この取扱いの有無は金融機関によって異なり、自身が口座を開いている金融機関が非対応であれば、適用できない。金融庁はこのほど、金融機関に顧客の利便性向上の観点から各種対応を促すよう求めた。

金融機関が非対応の場合は適用できず

金融庁 顧客の利便性向上の観点から対応を

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(いわゆるフリーランス保護法)が11月1日に施行される。これを前に公正取引委員会と厚生労働省は10月18日、フリーランス取引の状況についての実態調査の結果を公表した。この中で、同法の内容を知らない(「内容はよく知らない」と「知らない」の合計)と回答した割合が、フリーランスへの委託者で54.5%、フリーランスで76.3%に上り、法律の認知度の低さが浮き彫りになった。

半数超が内容を知らず

調査で認知度の低さが浮き彫り

もともと、NISA口座に戻す(移管)も同様)。その際、口座保有者が海外転勤することができなくなった。こうした問題に対するため、元年度税制改正で、海外転勤等により一時的に出国する商品に課税口座に払い戻されることになり、最長5年間引き続きNISA口座での保有が可能となった(現行の新NISA)。金融庁によれば、

フリーランス保護法 調査で認知度の低さが浮き彫り

フリーランス保護法 調査で認知度の低さが浮き彫り

国税庁は22日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で公益財団法人日本サッカー協会の国税庁広報大使への任命式を開催した。

国税庁が日本サッカー協会を広報大使に任命

奥長官から宮本会長へ委嘱状を交付

任命式では、奥達雄長官が同協会の宮本恒靖会長へ委嘱状を交付した。奥長官は、「税金は、社会を育ていくために、国民がしっかりと納める会費のようなもの。サッカー協会も、サッカーを通じて社会の発展に貢献することを果たしている。共

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyo.or.jp/>

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL <https://www.zaikyo.or.jp>

交付。奥長官が、「税務行政に鳴るものがあると思います。とって、広報は大変大事な仕事。青少年の租税教育や、スムーズに確定申告ができる税務のデザインをお願いします」と述べ、委嘱状を授けました。宮本会長は、「しっかりと勤めさせていただきます」と笑顔で応じた。

フリーランス保護法 調査で認知度の低さが浮き彫り

フリーランス保護法 調査で認知度の低さが浮き彫り

フリーランス保護法 調査で認知度の低さが浮き彫り

フリーランス保護法 調査で認知度の低さが浮き彫り

信頼いただける財協の税務関係図書

大蔵財務協会 編 ▼B5判・1780頁・定価6270円(税込)

令和6年版 法人税決算と申告の実務

法人税申告書を作成するために、日常の税務・会計処理及び決算に際して注意すべき事項や誤りやすい問題点等について、各種事例を豊富に取り入れ、実践に即してわかりやすく解説。貸上げ促進税制の見直し、戦略分野国内生産促進税制やインベションボックス税制の創設といった令和6年度税制改正等に対応。

橋本満男 著 ▼A5判・350頁・定価2860円(税込)

令和6年度版 Q&Aと事例で理解する 貸上げ促進税制の実務

貸上げ促進税制は令和6年度改正で、「中小企業向け」と「大企業向け」の2制度から、「中小企業向け」「中堅企業向け」「大企業向け」の3制度に改組された。また、中小企業向け制度では、繰越税額控除制度が措置されるなど、大きく改正された。本書は、令和6年度税制改正を踏まえ、貸上げ促進税制を適用するための手引書としてその理解の手助けとなる実務必携書。

中村慈美・毛塚 衛 共著 ▼A5判・120頁・定価1650円(税込)

解散に伴う実務解説と注意事項

税務と法務の両面から、法人が解散した場合の税務処理(①解散した場合の事業年度、②解散した場合の設立当初からの欠損金の損金算入、③仮装経理の是正・還付等、④欠損金の繰戻し還付請求、⑤解散による残余財産の分配)について、わかりやすく解説。

有賀文宣 著 ▼A5判・340頁・2090円(税込)

令和6年度版 基礎から身につく法人税

法人税の仕組みや各種制度及び実務について、令和6年度改正を踏まえ分かりやすく学べる1冊。法人税の実務を具体的に理解できるように、卸売業を営む中小企業をモデルに設定し、法人設立届出書に始まり、各種申請書・届出書から確定申告書の作成までを実践的に解説。設例に基づく計算例や記載例を豊富に掲載し、法人税の実務が基礎から身につく、法人税入門書の決定版。

佐藤和助 著 ▼A5判・380頁・定価1980円(税込)

令和7年3月 確定申告の留意点をチェックポイントで確認 所得税 確定申告ハンドブック

所得税確定申告の主な留意点を「チェックポイント」として掲げ、実務上の疑問を簡潔に確認できるハンドブック。各項目をインデックス的に、チェックしたい項目をピンポイントで確認できる構成となっている。それぞれの項目の解説には、関連する事柄や根拠条文等も明記。また、多くの図表やフローチャートを用いて視覚的に体系的に確定申告実務をサポートする。

書店で品切れの際は直接協会へお申し込み下さい

TEL 03 (3829) 4141(代) FAX 03 (3829) 4001

「国税速報データベース(税のしるべ電子版)」アクセスは、次のアドレスで <https://www.zaikyo.or.jp>

大蔵財務協会 オンラインブックショップ

一般財団法人 大蔵財務協会

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

大蔵財務協会 編 ▼B5判・1780頁・定価6270円(税込)

令和6年版 法人税決算と申告の実務

橋本満男 著 ▼A5判・350頁・定価2860円(税込)

令和6年度版 Q&Aと事例で理解する 貸上げ促進税制の実務

中村慈美・毛塚 衛 共著 ▼A5判・120頁・定価1650円(税込)

解散に伴う実務解説と注意事項

有賀文宣 著 ▼A5判・340頁・2090円(税込)

令和6年度版 基礎から身につく法人税

佐藤和助 著 ▼A5判・380頁・定価1980円(税込)

令和7年3月 確定申告の留意点をチェックポイントで確認 所得税 確定申告ハンドブック

書店で品切れの際は直接協会へお申し込み下さい

TEL 03 (3829) 4141(代) FAX 03 (3829) 4001

「国税速報データベース(税のしるべ電子版)」アクセスは、次のアドレスで <https://www.zaikyo.or.jp>

大蔵財務協会 オンラインブックショップ

6年度以降における新たな取組み

内容	時期
複数存在していたe-Taxの入口を1つに整理等	6年5月～
スマホ用電子証明書をスマートフォン(Android端末)に搭載することで、マイナンバーカードをかざすことなくe-Taxへのログインや送信が可能に	7年1月～
マイページで相続税申告書を作成する際に必要となる過去の贈与税申告事績(e-Taxで提出した申告に限る)を確認可	7年1月～
税理士が委任関係を結んだ納税者のマイページの内容を確認可	7年5月～

みなし償却資産課税での租税回避を指摘

評価センターが中間取りまとめ

資産評価システム研究センターは21日、「令和6年度地方税における資産課税のあり方に関する調査研究中間とりまとめ」を公表した。その中で、みなし償却資産課税制度において、本来家屋として課税されるべき附帯設備を意図的に償却資産として課税されることにより、大きな租税回避効果を得ている事例が生じていると指摘。対応策として、家屋として課税すべきものは同制度の適用対象外となるように法令改正し、附帯設備のうち家屋として課税すべきものの範囲を法令上明確化するべきとしている。

範囲を法令上明確化するべき

家屋として課税する附帯設備

みなし償却資産課税制度とは、家屋の附帯設備であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったものについては、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産

である場合に限り、当該制度として創設されたものとして取り付けた者をもって所有者とみなし、当該附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産、すなわち償却資産とみなして固定資産税を課することができるとされている。同制度は当初、テナント事業者が取り付けた附帯設備を対象とした

備等、通常事後的な取り付け・取り外しには家屋の毀損を伴い、家屋と一体的に整備すると想定される附帯設備までもが同制度の適用対象とされ、償却資産として課税されている実態があることが判明している。このような状況の背景として、一般的に附帯設備は家屋として課税されるよりも償却資産として課税された方が将来も含めた税負担は軽減される傾向にあるため、これを利用してあらゆる附帯設備を家屋所有者とは別の法人に意図的に所有させ、それを家屋所有者へ貸し付ける形とすることで租税回避を図ることができると指摘。また、こうした租税回避行動を推奨するコンサルテ

インク業者の存在が確認されているとして、東京都及び政令市に對して行った調査では、21団体のうち7団体が租税回避行為の可能性が高いなどの事例を算知したことがあるとしており、具体的な事例も示されている。対応策としては、家屋として課税すべきものは同制度の適用対象外となるように法令改正し、附帯設備のうち家屋として課税すべきものの範囲を法令上明確化するべきとしている。具体的な設備は、告示により列挙する形で規定し、給水設備等の主管や中央熱源方式の空調設備、エレベーター等の運搬設備等が考えられるとしている。

年末を感じる出来事といえば、何があるだろうか。ハロウィンからクリスマスまでの飾りつけが変わったとき、来年の手帳が販売されているのを見たとき、紅白歌合戦の歌手が発表されたときなどがよく挙げられるが、年末調整もその一つか★今年年末調整では定額減税に関する事務を行う必要があり、例年以上に複雑となっている。一方、マイナンバー連携や年調ソフトにより、年末調整手続の電子化も進んでいる★住宅ローン控除の手続では、令和6年1月以降の居住で、対応が完了した金融機関から「調書方式」に移行する。これに伴い、確定申告や年末調整で必要となる年末残高情報は、税務当局からマイナンバー等を通じて通知するとされている。今後は、多くの制度でマイナンバーの利用が前提となっていくのだろうか。(丁)

税理士が納税者のマイページ確認可

e-Tax 7年5月から

国税庁は21日、令和5年度におけるオンライン(e-Tax)手続の利用状況を公表した。それによると、オンライン利用者は前年度比1.3%増の86.2%、所得税申告は同3.6%増の69.3%、相続税申告は同7.6%増の37.1%だった。キ

各申告等において8年度末におけるオンライン利用率の目標も示されており、法人税申告は80%、相続税申告は53%、キャッシュレス納付割合は50%となっている。なお、法人税申告等におけるオンライン利用率については、過去公表分も含めて、分母

と分子を整合させた算定方法などに見直されている。例えば、4年度の法人税申告のオンライン利用率は、従来91.1%となっていたが、新たな算定方法では84.9%となっている。納付手段別の割合は、金融機関の窓口が同3.1%減の54%で最も多く、次いで、インターネットバンキング等が同1.2%増の15.7%、振替納税が同0.4%減の12.1%と続いている。

6年確定申告分振替納付日を公表

国税庁は18日、令和6年確定申告分の振替納付日を公表した。6年分の申告所得税

納期限は7年3月17日、振替日は7年4月23日、6年分の消費税及び地方消費税(個人事業者)の納期限は7年3月31日、振替日は7年4月30日となっている。

いつの時代にも人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp

土井忠ば漬本舗

【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/

《直営店》
大原本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店

土井 窯炊き立てごはん

大原本店・京都駅八条口店・祇園店

どい DO PLUS ONE Kyoto SUINA室町店

NIPLA
各種切断砥石

N.P.S.

日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1
☎(075)956-1111(代)

調査事務運営などで意見交換

調査部長会議

最先端取引など情報収集し組織的に管理

国税庁は8、9日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局調査部長会議を行った。調査関係では、主な議題として「リスク・ベース・アプローチ(RBA)に基づく調査事務運営の推進」「調査部事務におけるDXの推進」「中期的な観点による情報収集」「国際課税における課題への対応」などについて議論した。

個々の法人の税務に「営の推進」では、重点的に取り組むべき分野へ優先的に事務量を配分する。また、内容と改善状況など各種要素の分析に基づき、税務リスクを判定し、そのリスクに応じた的確な調査選定と適正な事務量配分を実践する「RBAの調査事務運用の推進」では、戦

「国際課税における課題への対応」では、2年度に国際課税の充実を図るため、国内の資本金1億円以上の大規模法人と国際取引を行っている企業などの国際分野を一体として

「調査部事務におけるDXの推進」の議題では、調査事務におけるデータ活用をさらに推進し、今後の検討課題等について、庁から説明があった。

「国際課税における課題への対応」では、2年度に国際課税の充実を図るため、国内の資本金1億円以上の大規模法人と国際取引を行っている企業などの国際分野を一体として

「調査部事務におけるDXの推進」の議題では、調査事務におけるデータ活用をさらに推進し、今後の検討課題等について、庁から説明があった。

「国際課税における課題への対応」では、2年度に国際課税の充実を図るため、国内の資本金1億円以上の大規模法人と国際取引を行っている企業などの国際分野を一体として

「調査部事務におけるDXの推進」の議題では、調査事務におけるデータ活用をさらに推進し、今後の検討課題等について、庁から説明があった。

「国際課税における課題への対応」では、2年度に国際課税の充実を図るため、国内の資本金1億円以上の大規模法人と国際取引を行っている企業などの国際分野を一体として

「調査部事務におけるDXの推進」の議題では、調査事務におけるデータ活用をさらに推進し、今後の検討課題等について、庁から説明があった。

調査できる体制へ再編してから4年が経過したことから、新体制での事務運営がうまく稼働しているかの評価と各種取組みから把握されている今後の課題について検討し、その対応について各局が意見を交換した。

このほか、デジタルインボイス普及に向けて、調査課が所管する大規模法人に対応した

「調査部事務におけるDXの推進」の議題では、調査事務におけるデータ活用をさらに推進し、今後の検討課題等について、庁から説明があった。

「国際課税における課題への対応」では、2年度に国際課税の充実を図るため、国内の資本金1億円以上の大規模法人と国際取引を行っている企業などの国際分野を一体として

「調査部事務におけるDXの推進」の議題では、調査事務におけるデータ活用をさらに推進し、今後の検討課題等について、庁から説明があった。

「国際課税における課題への対応」では、2年度に国際課税の充実を図るため、国内の資本金1億円以上の大規模法人と国際取引を行っている企業などの国際分野を一体として

「調査部事務におけるDXの推進」の議題では、調査事務におけるデータ活用をさらに推進し、今後の検討課題等について、庁から説明があった。

「国際課税における課題への対応」では、2年度に国際課税の充実を図るため、国内の資本金1億円以上の大規模法人と国際取引を行っている企業などの国際分野を一体として

「調査部事務におけるDXの推進」の議題では、調査事務におけるデータ活用をさらに推進し、今後の検討課題等について、庁から説明があった。

「国際課税における課題への対応」では、2年度に国際課税の充実を図るため、国内の資本金1億円以上の大規模法人と国際取引を行っている企業などの国際分野を一体として

「調査部事務におけるDXの推進」の議題では、調査事務におけるデータ活用をさらに推進し、今後の検討課題等について、庁から説明があった。

「国際課税における課題への対応」では、2年度に国際課税の充実を図るため、国内の資本金1億円以上の大規模法人と国際取引を行っている企業などの国際分野を一体として

「調査部事務におけるDXの推進」の議題では、調査事務におけるデータ活用をさらに推進し、今後の検討課題等について、庁から説明があった。

ガイドライン 年内に公表へ

11月中にパブコメ予定 対応方針案など示す

経済産業省が17日に開催した我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会(座長 土井 文朗慶応大学教授)の第7回会合で、令和6年度税制改正で創設されたイノベーションポックス税制が来年4月1日に施行されるのを前に、ガイドラインの公表時期や今後の制度設計に当たっての残された論点と対応方針案

「調査部事務におけるDXの推進」の議題では、調査事務におけるデータ活用をさらに推進し、今後の検討課題等について、庁から説明があった。

「国際課税における課題への対応」では、2年度に国際課税の充実を図るため、国内の資本金1億円以上の大規模法人と国際取引を行っている企業などの国際分野を一体として

分割等での算式の文言を変更

賃上げ促進税制のガイドブック更新

経済産業省は16日、令和6年度税制改正による賃上げ促進税制のガイドブック(全企業・中堅企業向け)を更新した。主な変更点は、分割等が適用される場合の税額控除額の計算は、最初に、分割に伴い移転した従業員の数

「調査部事務におけるDXの推進」の議題では、調査事務におけるデータ活用をさらに推進し、今後の検討課題等について、庁から説明があった。

「国際課税における課題への対応」では、2年度に国際課税の充実を図るため、国内の資本金1億円以上の大規模法人と国際取引を行っている企業などの国際分野を一体として

「調査部事務におけるDXの推進」の議題では、調査事務におけるデータ活用をさらに推進し、今後の検討課題等について、庁から説明があった。

「国際課税における課題への対応」では、2年度に国際課税の充実を図るため、国内の資本金1億円以上の大規模法人と国際取引を行っている企業などの国際分野を一体として

「調査部事務におけるDXの推進」の議題では、調査事務におけるデータ活用をさらに推進し、今後の検討課題等について、庁から説明があった。

賃上げ促進税制ガイドブックの主な変更点 (全企業向け、中堅企業向け)

ページ数	変更内容等
14	参考:「雇用安定助成金額」及び「役務の提供の対価として支払を受ける金額」について 「※」部分の説明における文言を変更
42	移転雇用者給与等支給額を求め算式 「※4」を追加
43	分割承継法人等における比較雇用者給与等支給額の調整計算の算式等 算式等の文言を変更 「※月別移転給与等支給額とは、…」を追加



LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等サービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役社長 澤田 栄一
本社: 〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
<http://www.maruei-gas.co.jp/>

MARUTA

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856
愛知県名古屋市中瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL <http://maruta.co.jp>

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151



MY WILL
SUSTAINABLE & TECHNOLOGY

地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へ
ライフスタイル提案商社

豊島株式会社

www.toyoshima.co.jp

国税庁の幹部に聞く

徴収部長
田島 伸二

今事務年度の管理運営事務における取組についてお聞かせください。

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という国税庁の使命を果たしていくためには、納税者の皆様から理解と信頼を得ることが重要です。

管理運営事務は、納税者の申告・申請等の情報の管理や国税の収納・還付に関する事務を所掌しており、これらの事務は、納税者の権利や義務に直接影響を及ぼすものであるため、厳正かつ的確に事務処理を実施する必要があります。

また、国税庁では、複数の税務署における内部



たじま・しんじ 昭和63年国税庁入庁。平成7年海南税務署長、28年関東信越国税局総務部長、30年国税庁長官官房参事官、令和元年国税庁課税部課税総括課消費税室長、2年国税庁課税部法人課税課長、3年国税庁長官官房企画課長、5年札幌国税局長、6年7月から現職。

事務を国税局の業務センターで集約して処理する「内部事務のセンター化」を進めており、税務署と業務センターが緊密に連携しながら最大限効率化

できる体制の構築に取り組んでいるほか、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」税務行政の将来像2023

「」の実現に向けて、特にキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

キャッシュレス納付については、自宅や事務所から納付を行うことができるなど便利な手続です。e-Taxによる口座振替であるダイレクト納付など多様な納付方法を取り揃えております。

特に、納付件数が多い源泉所得税などのキャッシュ

ダイレクト納付がより便利に

増加しました。こうした状況も踏まえ、当庁では、滞納の未然防止について、

① チラシ・ホームページやSNS等の活用、各種説明会等を通じた期限内納付に関する広報・周知、

② 税理士等にも働きかけつつ、ダイレクト納付やインターネットバンキング等による電子納税及び振替納税など、多様な納付手段の利用勧奨、

③ 令和6年分確定申告などに向けた、予納ダイレクトの活用等による計画的な納税資金の準備の呼び掛け、

滞納整理に当たって

果的・効率的な催告を実施し、

② 国税局・税務署では、大口・悪質事案や処理困難事案に対して重点的に厳正・的確な滞納処分を行うほか、

③ 消費税滞納については、局署を通じて消費税滞納を含む滞納事案の完結に向けた確実な処理を行う

などにより、適切に対応してまいります。

上記のほか、徴収事務においてはAI・データ分析等による徴収事務の効率化・高度化にも取り組んでいます。

滞納整理に当たって

するモデルを構築し、効率的な接触とそれによる効果的な滞納整理の実施を目指しています。

大口・悪質な滞納事案への対応についてお聞かせください。

大口・悪質事案に対しては、捜索、差押え、公売等の滞納処分を的確に実施し、特に、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする事案については、滞納処分免脱罪の告発を行うなど、厳正に対処してまいります。

処理困難事案に対しては、広域運営による支援、適時のプロジェクトチーム編成などで組織的に対応するとともに、訴訟による解決が必要な事案については、詐害行為取消訴訟や差押債権取立訴訟等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用してまいります。

また、国際的な徴収回避に対しては、租税条約等に基づく徴収共助の要請等を行っており、今後

も国外送金等調査やCRS(共通報告基準)情報などにより国外財産を把握するとともに、条約上の要件を満たしている事案について確実に徴収共助を要請するなど、引き続き国際的な滞納事案に対する徴収に積極的に取り組んでまいります。

AI等で徴収事務を効率・高度化

滞納者との接触可能性の高い方法を予測

の意思表示を行うことで、納税者等が別途納付指図を行うことなく、法定納期限に自動で口座振替により納付できる機能です。

今事務年度の徴収事務における取組についてお聞かせください。

令和5年度の租税滞納状況については、滞納整理中のものの額が、全税目で9276億円、前年度より328億円(3.7%)増加、消費税で3580億円、前年度より171億円(15.0

令和5年度の租税滞納状況については、滞納整理中のものの額が、全税目で9276億円、前年度より328億円(3.7%)増加、消費税で3580億円、前年度より171億円(15.0

令和5年度の租税滞納状況については、滞納整理中のものの額が、全税目で9276億円、前年度より328億円(3.7%)増加、消費税で3580億円、前年度より171億円(15.0

令和5年度の租税滞納状況については、滞納整理中のものの額が、全税目で9276億円、前年度より328億円(3.7%)増加、消費税で3580億円、前年度より171億円(15.0

令和5年度の租税滞納状況については、滞納整理中のものの額が、全税目で9276億円、前年度より328億円(3.7%)増加、消費税で3580億円、前年度より171億円(15.0

令和5年度の租税滞納状況については、滞納整理中のものの額が、全税目で9276億円、前年度より328億円(3.7%)増加、消費税で3580億円、前年度より171億円(15.0

令和5年度の租税滞納状況については、滞納整理中のものの額が、全税目で9276億円、前年度より328億円(3.7%)増加、消費税で3580億円、前年度より171億円(15.0

BE AN EXPLORER. 冒険しよう。

BEMAC 株式会社

本社：〒514-8532 愛媛県伊予市野間100番地 TEL: 0899-25-8282
営業本社：TEL: 03-6595-5211 大阪支社：TEL: 06-6476-0511

社会に貢献する
優良企業

カミ商事グループ
カミ商事株式会社

取締役社長 井川 博明
愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(〇八九六)代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社
取締役社長 井川 和寛
愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(〇八九六)二四一三三三〇

日本興運株式会社
取締役社長 井川 正
愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(〇八九六)代表二四一三三三〇

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

16

「税制は政治なり」という言葉があるが、それは真実であり、宿命である。ただし、どのような税制であっても、それによって得をする人と損をする人がいる以上、どのような税制にするかは、国民の負託を受けた政治家（国会）の判断に委ねざるを得ないからである。

かといって、その政治家がどのような税制にするかを独自に判断する（できる）わけではなく、納税者や専門家の意見を聴いて判断することになるが、具体的には、納税者の代表機関である日本商工会議所、日本医師会、経団連等の業界団体の意見を聴くことになる。政治家にとっても、それぞれの業界団体は選挙のとき票を持っているから、決して疎かにできないことになる。

そして、秋は、まさに「税」のシーズンである。例年、各業界団体は、秋までに翌年度税制改正の要望事項を取りまとめ、まず、監督官庁に説明・要望し、次いで、監督官庁とともに、あるいは独自に財務省主税局や与党税制調査会所属の国会議員等に対して、要望事項の説明や陳情を繰り返すことになる。その成果が、毎年12月中旬に年中行事として公表される与党の「令和〇〇年度税制改正大綱」に結びつくことになる。

このように、年中行事として行われる税制改正要望の中で、特に、中小企業団体から毎年のように出されるものとして、「相続税法における取引相場のない株式の評価額の引下げ」がある。もとより、非上場株式の評価額は、所得税法及び法人税法であれば「その時の評価額」の解釈の問題であり、相続税法であれば「時価」の解釈の問題であるから、税制とは関係ないはずである。

しかも、その解釈は、学説判例において、右の三税法においても、「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」すなわち客観的交換価値であると解されており、決着がついているはずである。

税制と法解釈の混同

それにもかかわらず、例年、取引相場のない株式の評価額引下げが税制改正要望に出されるのはそれなりの理由がある。それは、法解釈と税制を混同しているからにほかならない。その最たるものは、相続税法上の「時価」については、相続という偶発性や非取引性等に鑑み、財産評価基本通達において全体的に「時価」の評価額（評価方法）を定めているところ、政府税制調査会「昭和58年度税制改正答申」において、「小会社の株式についても一部類似業種比率方式を適用すべし」旨の答申があり、それが実現したことがある。

このように、取引相場のない株式の評価額の引下げの要望が根強いのは、中小企業における事業承継の円滑化の要請があるからにほかならない。しかし、このような事業承継対策は、まさに政策的措置であり、税制で措置されるべき課題ではある。そのため、平成14年度税制改正において、初めて租税特別措置法において非上場株式等の評価額の減額措置が取られ、現在の非上場株式等の納税猶予制度に発展している。

しかし、現在の納税猶予制度については、その適用要件が厳しく、専門家である税理士でさえその多くの者が、顧客に対して納税猶予制度の適用について二の足を踏む状況にある。そのため、中小企業側からすると、売ることできない自社株であれば、できる限り評価額を下げてくれれば、安心して代替わり（事業承継）ができることになる。

このような中小企業側の事情はともかくとして、現在の財産評価基本通達が定める取引相場のない株式の評価額は、本来の価値（客観的交換価値）を大幅に下回るといふ歪な状況になっている。そのため、中小企業側も、この評価額で相続税又は贈与税を納めたくないが、この評価額で他人には売れない」といふのが本音であろう。現に、財産評価基本通達6項を適用した課税処分を取り消したことで注目を集めた東京地裁令和6年1月18日判決の事案では、非上場株式の一株当たりの評価額につき、通達評価額では8186円であったが、他社への取引予定価額は10万5068円であった。ともあれ、通常、取引のない物の価値を評価することは至難なことである。

健康診断 企業の健康診断

法人税調査の基礎知識

4

税理士 石本 力

第4回目は、調査手続の質問検査権等についてです。

税務調査では、帳簿書類等の提示・提出を求められます。紙で保存されている帳簿書類については、そのまま提示・提出すれば足りませんが、電磁的記録（電子データ）は、どのように対応すればよいのでしょうか。

提示する方法は、その帳簿書類等の内容をディスプレイの画面上で調査担当者が確認し得る状態にして、提示することとなります。電子帳簿保存法適用法人は、当然ですが、適用していない法人についても、電子取引については、同様の対応が必要になります。

また、提出する方法としては、次の3つの方法があります。

①電磁的記録を調査担当者が確認し得る状態でプリントアウトする（紙提出）。

②調査担当者が持参した電磁的記録媒体への記録の保存（データコピー）。

③e-Taxやオンラインストレージサービスを利用する。

いずれの場合も、提出した電磁的記録等については、調査終了後、確実に廃棄（消去）されます。

次に、提示・提出を求められた帳簿書類等が私物である場合についてです。法人税調査では、その法人の代表者名義の個人預金について、事業関連性が疑われる場合には、その通帳の提示・提出を求めることは、法令上認められた質問検査等の範囲に含まれるものと考えられます。スケジュール帳・手帳・メモ帳・個人用のスマホ・パソコン・タブレットなどについても私物かどうかの判断は調査担当者が行います。基本的に、会社に置いてあるものは、業務に関するものであると判断されると思ってください。

また、業務上の秘密に関する帳簿書類等についても、調査担当者が、調査に必要であると判断した場合には、納税者の方の理解と協力の下、その承諾を得て、提示・提出を求められます。なお、調査

担当者には、調査を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない守秘義務が課されています。

次に、調査対象年度より以前の帳簿書類等を提示するように求められた場合はどうでしょうか。調査対象以外の税務調査を行っているように感じてしまいますが…。

例えば、調査対象年度の減価償却費の計上額が正しいかどうかを確認するには、その資産の取得価額等を確認する必要があります。そのため、その資産の取得年度の帳簿書類等を確認することとなります。調査担当者が、調査対象年度の申告内容を確認するために必要があると判断したときは、過去の年度の調査書類等の提示等をお願いされることがありますが、調査対象は調査対象年度なので、過去の調査を行っていることにはなりません。

したがって、固定資産の取得に関する帳簿書類等については、少なくとも耐用年数の期間中は、提示・提出できるように保存しておく必要があるということです。

会社にある物は質問検査の対象範囲 私物かどうかは調査官が判断

ひろしま銘菓

川通り餅

御菓子処 株式会社 亀屋

本社/広島市東区光町一丁目二一十三
☎082-261-4141(代)

西條店/西條市西條
☎082-263-0111

なみを超えろ

HSB

檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)

東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ
総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

裁決事例集

214

裁決のポイント

会社の事業年度の変更及び剰余金の配当が、請求人の相続税の負担を著しく軽減し、これを意図してされたものであり、財産評価基本通達の定める画一的な評価を行うことが実質的な相続負担の公平に反するため、当該評価による価額を上回る価額とすることに合理的な理由がある」と判断した。

審査請求人が、相続により取得した取引相場のない株式の価額を財産評価基本通達の定める評価方法により評価して相続税の申告をしたところ、原処分庁が、当該株式の価額を評価通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められるとして、国税庁長官の指示を受けて評価した価額に基づいて更正処分等をした。それに対し、請求人がその全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、当該株式の価額を国税庁長官の指示を受けて評価した価額によるものとするのが平等原則に違反するということではできないとして、請求を棄却した(令和6年3月25日付、公表裁決)。

事案の概要

請求人は、不動産管理業を行うA社(本件会社)の同族株主である。請求人の祖母であり本件会社の代表取締役であるB(本件被相続人)は、平成29年4月18日に入院し、同年5月12日、入院先において、29年第〇〇号遺言公正証書による遺言をした。当該遺言公正証書には、本件被相続人は、相続開始時に所有する不動産、預貯金及び株式等の金融資産並びに貸付金及び売掛債権等の債権を含む一切の財産全

評価通達6項の適用を巡り平等原則に違反するということではできない

編集部編

部を、請求人に相続させる旨記載されている。

入院中の本件被相続人は、29年7月に死亡し、本件被相続人に係る相続が開始した。請求人は、本件相続により本件被相続人の所有する財産の全部を取得した。

本件相続に係る財産及び債務には、請求人が取得した本件会社の株式1084株(本件株式)並びに請求人が承継した本件会社に対する債務(借入金及び未払金)の合計額30億3205万534円が含まれていた。

本件会社の株式は28年12月31日以降、本件相続が開始する直前までの間、筆頭株主の本件被相続人が1084株、本件被相続人の子であるCが44株、いずれも他人の子(本件被相続人の孫)である請求人、D、E及びFが各々33株を保有し、以上6名による筆頭株主グループで1260株、議決権割合100%を有していた。本件会社は、臨時株主総会決議に基づき、29年5月1日、株主である6名に対し、剰余金の配当として普通株式1株当たり1000円の配当金相当額を振込送金の方法によって支払った(本件配当金支払)。

本件会社は、臨時株主総会決議に基づき、29年5月22日、異動年月日を同年3月1日、異動後の事業年度を同年1月1日から同年5月31日まで、すなわち、決算期を12月31日から5月31日に変更したことにより、翌事業年度を同年6月1日から30年5月31日までとする旨記載した異動届出書を原処分庁に提出した(本件事業年度変更。本件配当金支払と併せて本件各行為)。

原処分庁は、本件株式を評価通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められるとして、本件株式の価額を評価通達6の定めにより国税庁長官の指示を受けて評価した。具体的には、本件株式の価額を4億6380万7600円(1株当たり374万8900円)と評価した(原処分庁評価額)。

お、請求人は、本件申告において、本件会社が評価通達178に定める評価上の区分が中会社に当たるとして、評価通達179の(2)の定めに基づき、本件株式の価額を21億3130万96円(1株当たり196万6144円)と評価した。

本件申告により提出された相続税の申告書には、分割が確定した取得財産の価額として、本件株式については21億3130万96円と記載されている。争点は、本件の更正処分について、本件株式の価額を国税庁長官の指示を受けて評価した価額によるものとするのが、相続税法上の一般原則としての平等原則に違反しないか否か、また、原処分庁評価額に合理性があるか否か。

審判所の判断

①本件会社の本件各行為を行ったことにより、請求人の納付すべき税額は、本件各行為が行われなかった場合に比べて、約50%もの減少となることから、請求人の相続税の負担は著しく軽減されたといえ、また、②請求人は、本件各行為が近い将来発生することが予想される本件被相続人からの相続において請求人の相続税の負担を減じさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、本件各行為に係る各々の臨時株主総会を開催し、本件被相続人と意思を相通じて賛成の議決権行使したと推認できるから、本件各行為は請求人の相続負担の軽減をも意図して行われたものといえることができる。

上記①及び②の事情の下においては、本件株式の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが、本件各行為のような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と請求人との間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な相続負担の公平に反するといふべきであり、合理的な理由があるとして認められるから、本件株式の価額を国税庁長官の指示を受けて評価した価額によるものとするのが平等原則に違反するということではできない。

注目の二冊

法人税 決算と申告の実務 (令和6年版)
大蔵財務協会 編

本書は、企業の経理担当者が、法人税申告書を作成するために、日常の税務・会計処理及び決算に際して注意すべき事項や誤りやすい問題点等について、各種事例を豊富に取り入れ実務に即して分かりやすく解説したものである。

今回の改訂にあたっては、令和6年度税制改正等における、賃上げ促進税制、交際費等の損金不算入制度及び研究開発税制の見直し等並びにこれらの改正に対応した法人税基本通達等の一部改正、インボイス制度の導入に伴う消費税等の経理処理等、さらには特許権等の譲渡による所得の課税の特例(インボিশョンボックス税制)や戦略分野国内生産促進税制の創設等に関する改正事項等を収録。また、『法人税申告書記載誤りの多い事例』を収録し、正しい記載例と誤りの記載例を対比して分かりやすく解説するなどしている。

法人税における重要事項をより詳しく体系的に理解するための解説書として、また、一連の決算事務のための実務書として幅広く活用できる必携書。
B5判、1778ページ。定価6270円(税込み)。
申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL 03-38829-4141、FAX 03-38829-4001)。



昭和木材株式会社

本社：旭川市2条通23丁目右1号
☎(0166)31-4781 FAX(0166)31-4785
旭川工場〈製材・加工・乾燥〉流通センター
東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601
住宅事業部：旭川市2条通23丁目
☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969
札幌支店・札幌工場〈プレカット・2×4パネル〉
石狩市新港南1丁目(石狩工場団地内)
☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190
東北支店・プレカット工場
秋田県大館市松木境4-2
☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557
盛岡営業所：岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3丁目8-3
☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666
仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2
☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402
青森事務所：青森市矢作1丁目2-5
☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873
東京支店：東京都江東区辰巳3丁目20-21
☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916
名古屋支店：名古屋市港区藤前3丁目501番
☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131
大阪支店：岸和田市新港町5-7
☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334
西日本物流センター
香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号
TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678

精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143代 FAX 025(375)5263
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2675
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
ガス部……TEL 0256(52)1168代 FAX 0256(53)3144
建材部……TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985代 FAX 0256(52)3012

武重商会

ENEOS株式会社 特約店
ENEOSグローブ株式会社

本社 上田市常田2丁目 電話 上田22-6111(代表)
長野支社 長野市居町 電話 長野243-6100(代表)
松本支社 松本市高富東1-30 電話 松本27-6111(代表)

ふるさと納税

ユニークな用途を探る

■編集部編 4

PART3



明治期の代表的な音楽家・滝廉太郎の楽曲『花』に登場する隅田川が、ゆったりと流れる東京都墨田区。

墨田区は、知る人ぞ知る「音楽の街」だ。昭和63年に「音楽都市構想」を発表するとともに、今年2月に亡くなった世界的な指揮者である小澤征爾さんが創設した新日本フィルハーモニー交響楽団と、全国初のオーケストラ団体と自治体とのフランチャイズ契約を結んだ。以来、地元のすみだトリフォニーホールを拠点に、毎年、同区内の全小中学校へ出向くアウトリーチ活動、すみだトリフォニーホールに聴きにきてもらう音楽鑑賞教室、「はたちのつどい」での演奏などを続け、子どもたちにオーケストラ、音楽に触れる機会を届けている。

同区では、街を元気にするプロジェクトを応援する取り組みとして、「すみだの夢応援成事業」を実施し、民間事業者のプロジェクトに対し、「ふるさと納税を活用したクラウドファンディング」の機会を提供し、寄付金は、指定したプロジェクトへの助成金として交付。寄付者は、共感するプロジェクトを個別に指定して応援することができる仕組みとなっている。

多くの人に音楽との出会いの場を

新日本フィルによる「まちかどコンサート」開催

普段、音楽に触れる機会の少ない人に幅広く音楽を届けるためのこのプロジェクトも、その一つだ。

寄付金の用途はさまざま。「より多くの音楽との出会いの場を生み出す」ため、普段なかなか気軽に音楽に触れる機会のない人(首都圏・全国の中高校生や医療・福祉・介護等の施設の利用者など)への新日本フィルの演奏会のチケットプレゼントや、新日本フィルの楽員が積極的に同区を中心とする街角に出向き演奏する「まちかどコンサート」の活動などに活用することとしている。

この「まちかどコンサート」は昨年、向島にある11軒の料亭と、そこでおもてなしをする80余名の芸者衆で構成されている向嶋墨堤組合の芸者衆とのコラボコンサートを開催し好評を博し、再演を予定している。また、豊かな観光資源に溢れ、世界から多くの観光客が訪れる同区内の宿泊施設や観光拠点と連携し、新日本フィルの演奏に触れることができる機会を作り、宿泊施設でのラウンジコンサート、観光客の集まる場所でのまちかどコンサートなども予定しているという。

寄付の募集は先月2日からスタートし、今年12月31日までとなっている。目標金額は3500万円、10月25日現在で1260万5000円が集まり、達成率は36%だ。

言葉の垣根を超え、人びとの心を動かす力のある音楽。「日本と西洋」「伝統と最先端」と、多種多様な文化・芸術が混ざり合うすみだの街には、音楽を身近に感じることができる環境が脈々と息づいている。

税の書物を



■青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

2014年度から青学のロースクールで「租税法」の授業を担当した。10年前のことである。法科大学院の授業は、2011年度から同じ青学で受け持っていたが、こちらの授業は「演習」だった。だから、テキストは使っていなかった。それが2014年度から、いよいよ体系的に「租税法」の講義をすることになった。「演習」は基本知識を前提に議論して応用力を鍛えるものだったが、講義形式の「租税法」では、初めてこの分野を学ぶ学生もいる。学生にとり、とても重要な授

ケースブック租税法

金子宏、佐藤英明、増井良啓、渋谷雅弘 編著

弘文堂

ロースクール生に読んでもらってほしい情報が1冊に

業になると思った。こうして吟味の結果、教科書に採用したのが、本書だった。「ケースブック租税法」は600頁を超える、大変厚い本である。ロースクールでの学習教材としてつくられており、講義する教員には、使い勝手がよい構成になっていた。通常の体系書と違い、必要な判例の判決文がそのまま引用されている。「Notes & Questions」では、ロースクール生に問われるような、短めの問題がある。解答は載っていないので、講義で補足したが、このコーナーのおかげで問題意識が明確になった学生は多いだろう。

判例の引用だけではない。重要文献について、論文の引用まである。日本の所得税の累進税率の推移のグラフも掲載されていたし、必要に応じて税制調査会の答申などの情報だとして引用されていた。

法学書にないタイプの構成といえるが、「弘文堂ケースブック」はシリーズになっていて、租税法以外のラインナップも揃う。わたしは講義用に「租税法」のみを使用した。初學者でありながら数年後の司法試験合格を目指すロースクール生に教えるにあたり、読んでもらってほしい情報が1冊に集約されているところが、極めて有用だと感じた。

としては、計り知れない。分厚さを含めたビジュアルも、学ぶ意欲をロースクール生に掻き立てるものだったと思う。過去形で述べてきたが、絶版になった本ではない。2004年の刊行から版を重ね、第6版が2023年に刊行された。研究や学部教育でも有用な面があるので、現在でも研究室の書棚に最新版を置いている。青学のロースクールは募集停止となり、授業も数年前に終了した。他大学の法科大学院の授業担当をしているわけでもないのに、本書をみると、青学のロースクールで教えた数年間、自然と懐かしさを感じる。独学で体得した税法だが、講義を担当したことで、授業の予習でも授業後に気づいた点の復習でも、この本を数年間、何度も何度も読み続けた。学生に教える教科書から、わたしが1番勉強させてもらった。



太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4年の日本産酒類の輸出金額になります。

答え = A, B, C, D 億円

予想難易度: 10

		9	6				7	
			9					
6	2	4	5			9		8
8		A	D	4		7	3	
	3			8			2	
	4	6		3				9
3		7				1	2	4
	C					2		
	6			B		7	8	

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 11月4日(月)

前回の答え 8 1 6 万円

豊かな経験、確かな技術。



① 大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川



税務の申告と相談は

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州
税理士 倉田 一寿
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

西新井納税六団体

「税を考える週間」イベント開催

玉ノ井部屋力士による税金クイズも

東京・西新井納税六団体は6日、「税を考える週間」を前に、納税意識の向上に向けた税金クイズ、e-Tax及びキャッシュレス納付の周知・利用推進などを目的として、ギャラクシיתי(文化施設)と西新井大師境内・参道においてイベントを行った。



ギャラクシיתיでは、東京税理士会西新井支部(石田英夫支部長の税理士による「税金クイズ」を、玉ノ井部屋力士による「税金クイズ」を開催し、真・子どもたちが楽しめるように工夫した。取組みでは、数人が束になって力士と力比べを行った。

一般社団法人東京法人会連合会(小林栄三会長)は17日、ホテルグランドヒル市ヶ谷で令和6年度「税を考える週間」協賛講演会を開催した。

東法連が「税を考える週間」講演会

協本教授が「租税教育試論」をテーマに



まず初めに、同会の青柳晴久税制税務委員長があいさつ。をテーマに講演した。

氏は、学生たちが租税法を学ぶ前段階として「なぜ納税の義務を負わなくてはならないのか」を考へてもらう際のさまざまなアプローチ方法について説明し、「税を考えることは政府活動を考えることにつながる。学生たちには有権者として税制改正への関心を高めたい」と語った。

参道では、e-Taxの利用促進などを広報しながらパレードを行った。経営者研修会で菅田署長の講話など

東京・渋谷優法会(八木原保会長)は16日、渋谷区の東郷記念館で経営者研修会を開催し、多数の会員が参加した。



記念式典を開催 久留米青中会 福岡・久留米青色申告会(長谷広信会長)は11日、久留米市のハインズホテル久留米で創立70周年記念式典を開催した。

役員や会員、来賓とあわせて同会の歴史を振り返るとともに、税務手続きのデジタル化推進に努めながら、一企業企業のデジタル化を

式典では、長谷会長があいさつに立ち、これまでの同会の歴史を振り返るとともに、税務手続きのデジタル化推進に努めながら、一企業企業のデジタル化を

は、むしろ多くの「のびしろ」があると述べ、今こそ変革に動き出す絶好のタイミングにあると事例を交えながら説明した。

また、後半は渋谷税務署の菅田進署長が「財政の現状」と題して講話を行ったII写真。

デザイン専門学生が「れんらくをデザイン」名古屋中税連協 名古屋中税連協(会長II池田達哉)は、毎年、名古屋市中区10校の新小学1年生に「税」のイラストを描いた「れんらくをデザイン」をプレゼントしている。

この日、最優秀作品賞に選ばれたあいち造形デザイン専門学校・洪禧鳳さんII写真中央IIのイラストが「れんらくをデザイン」に印刷され、来年の4月に新小学1年生の手に届けられる。

この日、最優秀作品賞に選ばれたあいち造形デザイン専門学校・洪禧鳳さんII写真中央IIのイラストが「れんらくをデザイン」に印刷され、来年の4月に新小学1年生の手に届けられる。

当日は杉本徴収官の説明のもと、同職員が個々のパソコンとスマホを用い、実際に登録や手続を行った。知っているようで知らなかったことも多く、さらなる研修と理解の必要性を感じ、現金納付を行っている会員に向け、今後も引き続き、各会員に適切なキャッシュレス納付を積極的に勧めていくこととしている。

金沢キッズフェスでミニ租税教室 金沢署 金沢税務署(酒井義久署長)は9月28日、金沢法学会青年部会主催の「金沢キッズフェス2024」に参加し、ブースを出展した。小学1年生から6年生を対象に税金の大切さを

どを知ってもらいたい。自分の理想の町づくりやドリルを使ったミニ租税教室を行ったII写真。小学校を卒業するまでに1クラス1億円以上の税金が使われていることを知ると、児童らはとても驚き、自分たちの身近なところで

力を披露し、児童らに重さを体験してもらうと、1億円のインパクトは大きく、みんな喜んでいました。キッズフェスは今回が初めての開催だったが、多くの児童が来場し、税務署ブースも満員御礼で大盛況だった。

大蔵財務協会開催セミナーのご案内
税務セミナー 譲渡所得だけでなく「相続税対策にもつながる空き家特例」と「マンション評価」
11月14日 大阪
12月6日 福岡
12月12日 名古屋
空家特例に係る税法上の知識は、譲渡確定申告の際だけではなく、遺産分割協議、事前の相続対策等にも必要となります。
講師：松本 好正(まつもと よしまさ) 税理士・不動産鑑定士。東京国税局課税第一部国税訟務官室、同部資産評価官付、板橋税務署資産課税部門等を歴任。東京税理士会麻布支部会員及び公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会会員。税務大学校講師。
テキスト：『空き家の譲渡所得に係る課税特例のすべて』(大蔵財務協会/令和6年1月刊)
『居住用区分所有財産の評価の実務』(大蔵財務協会/令和6年6月刊)
受講料(テキスト代・税込)：1名につき19,000円(『税のしるべ』購読者は割引価格15,200円)